

平成30年度 市民の声一覧(平成30年4月分～9月分)

受付月	分類	件名	市民の声の内容の概要 (公表用)	回答(対応)内容の概要 (公表用)	担当課
6月	都市計画・開発	愛宕中学の近隣に建設中のパチンコ店舗について	<p>中学校に近いため建設禁止なのに強行して建ててますよね。 建てたものは仕方ない、営業は許可するとか、そんなふざけた前例を作ると収集つかなくなりますよ。 ただでさえ社会悪のパチンコ、これを黙認すると住民の怒りは沸騰しますよ。何らかの回答をする義務が高知市にはあります。</p>	<p>今回、ご指摘のありました愛宕中学校周辺は、都市計画法に基づく用途地域のうち、「近隣商業地域」に指定されており、用途地域ごとの用途の制限について定めた建築基準法ではパチンコ店の建築は可能とされています。</p> <p>一方、パチンコ店の営業については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づく営業許可が必要となります。高知県内は、高知県公安委員会が営業許可を担当しておりますが、「高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」においては、学校敷地の周囲25メートル区域内では営業許可ができないこととされています。</p> <p>本市としましては、ご指摘のパチンコ店の建築については、法令に基づき手続きがなされているものと認識しており、パチンコ店の営業許可については高知県公安委員会が対応するものと考えております。</p> <p>パチンコ店の立地規制に関しては、騒音の防止や周辺風紀の保全という観点と、事業者の営業の自由という観点の両面から検討する必要があり、全国の政令市及び中核市において市独自で立地規制をしている例は少ない状況ですが、今後、全国的な動向を踏まえ、研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。</p>	建築指導課